

○議長（吉田敏郎）

続いて、一般質問を行います。

9番、石田史行議員、どうぞ。

○9番（石田史行）

9番議員、石田史行でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。行政手続電子化の推進及びマイナンバーカードの利活用策を問うということでございます。

行政のデジタル化について、日本は遅れていると言われております。例えば、米国では社会保障や税務などの多くの行政手続が電子化されていると言われております。政府は、2018年に経済財政運営の基本方針、いわゆる骨太の方針に行政手続のデジタル化の推進を盛り込んだものの、行政手続の電子化に不可欠なマイナンバーカードの普及率は、全国平均でいまだに1割程度にとどまっていることは皆様も御承知のとおりであると思っております。

そこで、政府は本年5月24日、行政手続を原則として電子申請に統一するデジタルファースト法を参議院本会議で可決・成立させた上で、マイナンバーカードの普及に向けた総合的な対策を打ち出しているところでございます。本町も、本年10月から住民票等のコンビニ交付を開始したことは大変評価いたしますが、行政手続の電子化の推進やマイナンバーカードの利活用策について、明確な考えが伝わってこないと感じております。

よって、次の事項について聞きたいと思っております。1点目、行政手続の電子化の推進について、本町が目指す将来像は、2点目、証明書のコンビニ交付の対象拡大の考えは、3点目、マイナンバーカードの利活用策として自治体ポイント制度を導入してはどうか、4点目、子育てワンストップサービス、いわゆるびったりサービスへの対応状況は、最後に5点目、国が打ち出したマイナンバーカードの今後の普及策、とりわけ健康保険証の代用等に対応する考えは。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。答弁、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、石田議員の御質問にお答えします。

1問目の行政手続の電子化の推進について、本町が目指す将来像について、お答えをいたします。

情報通信技術を活用し行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政サービスのデジタル化に向けた検討が進められ、行政手続の原則オンライン化を実現するため、デジタル手続法が本年3月に閣議決定、5月に成立・公布されました。この法律は、利用者にとって利便性の高い形でデジタル化を実現するため、一つ、デジタルファースト、二つ、ワンズオンリー、三つ、コネクテッド・ワンストップの三つをデジタル化の基本原則として、行政のデジタル化を後押しするというも

のであります。

将来的には、町民の皆さんの日常生活等におけるさまざまな手続が原則オンライン化されることになり、例えば、共働きや育児中の方々など平日に役場に出向くことが困難な方々がスマートフォンやパソコンから、いつでもどこでも、手数料の支払いも含め行政手続をオンラインで実施できるようになります。また、添付書類の提出も不要となり、行政手続が住民生活や企業活動において大きく便利なものとなっていきます。

行政側にとっても、データ流通を前提とした業務見直しを実施することから、行政の効率化、サービスの質の向上等が期待されるところであります。地方公共団体等に対してはオンライン化の義務努力を課すことにとどまっておりますが、町民の皆さんが情報通信技術の便益を享受できるよう、また、行政手続をオンラインで行うことが可能となるよう計画的に取り組んでまいります。

一方で、デジタル化の流れに全ての住民の皆さんが円滑な対応によって恩恵を享受できるとは限らず、困難なケースも予想されることから、新庁舎の供用開始とともに進めていくワンストップ窓口サービスをはじめとして、窓口業務のさらなる充実や強化を図りながらデジタル化との融合を図ってまいります。行政サービスのデジタル化を一度に実現するのは困難であり、最終的には行政手続に関する一連の業務プロセスをデジタル化することを目標に置きつつ、県内自治体などの状況や情報を把握し、歩調を合わせた取り組みを進めてまいります。

次に、2点目の証明書のコンビニ交付対象拡大の考え方について、お答えをいたします。

開成町では、町民のさらなる利便性の向上を目指し、さらには事務の効率化などが見込めること、令和元年度までの間において地方財政措置が適用されること等を総合的に検討した結果、住民票の写し、いわゆる住民票と印鑑登録証明書をコンビニで交付するサービスを導入する方針を決定し、今年の10月1日から開始したところであります。

コンビニ交付で取り扱える業務は、住民基本台帳を基本とした基幹系システムを利用する住民票、印鑑証明、税証明と、戸籍システムを使用する戸籍証明の二つに大きく分けられます。町では、コンビニ交付のサービスを導入するに当たり、イニシャルコスト及びランニングコストを抑えられること、全国のコンビニで交付される証明書の約9割が住民票、印鑑証明で占められていることから、主要となる住民票、印鑑証明のみを対象に開始したものであります。

戸籍証明に関しては、イニシャルコスト、ランニングコストが高額であること、5年後をめどに戸籍事務にマイナンバー制度が導入されることにより現行システムに修正が加わる可能性があることから、当初での導入は見送りいたしました。なお、県内町村でも戸籍証明に関しては、いずれの町村も導入はしておりません。現在のところ、税証明や戸籍証明を提供サービスとして追加する予定は考えておりません。

次に、3点目のマイナンバーカードの利活用策として自治体ポイント制度を導入し

てはについて、お答えをいたします。

政府は、マイナンバーカードを活用して新たに開始するポイント還元事業「マイナポイント」についての内容を決定いたしました。マイナポイント事業は、令和2年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気落ち込みを防止するとともに、普及率が14%程度と低迷するマイナンバーカードの普及を後押しし、行政サービスのデジタル化の流れを加速することを趣旨としております。

利活用に関する申請は令和2年9月から令和3年3月までの7カ月間となり、最大2万円までのキャッシュレス決済の利用や入金につき、25%に当たる5千円分のマイナポイントを付与する内容となっております。マイナポイントは、マイナンバーカードを地域の買い物に使えるキャッシュレス決済手段として活用するもので、マイナンバーカードの取得率向上につなげるため、開成町でも政府の動向にあわせて対応を図ってまいります。

マイナンバーカードの円滑な取得の推進を図るために、町民の皆さんに向けてマイナンバーカード取得のメリットを、より実感してもらえる利活用策を示していく必要性を認識しておりますが、まずはマイナポイント事業を通じてマイナンバーカードの普及や景気対策に対して最大限の効果を見出せるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、4点目の子育てワンストップサービスについて、お答えをいたします。

子育てワンストップサービスは、マイナンバーを利用してオンラインで児童手当の給付や保育園入園の申請などが行えるサービスであります。開成町では、国が示す子育てワンストップサービスの中で特に優先事項とされた児童手当手続、保育手続、母子保健手続、ひとり親支援手続の4項目について整備を進め、平成30年7月18日から4制度15手続について、既に登録済みとなっております。

また、その中でも多くの子育て世帯の方が申請を要するもの、平日の開庁時間内に来庁が困難な対象者が申請を要するもの、個々の状況確認を多く必要としないものとして、児童手当現況届、保育認定申請、保育施設等利用申込、保育施設現況届の4手続について、令和元年7月1日から電子申請ができるように体制を整備いたしました。なお、11月25日時点での電子申請実績は1件となっております。

最後に、5点目の国が打ち出したマイナンバーカードの普及策に対応する考えについて、お答えをいたします。

マイナンバーカードの普及と利活用の促進策の一つとして、マイナンバーカードの健康保険証の利用が示されたところであります。令和3年3月から、マイナンバーカードを健康保険証として本格的に利用を開始する予定となっております。各保険者は、デジタル・ガバメント閣僚会議で示されたマイナンバーカードの交付スケジュールの想定のもと、令和4年度中には、ほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得することを想定して、被保険者のマイナンバーカードの取得と初回登録、これらの促進に取り組むこととなっております。保険証利用のための町のシステムの改修は、今年度中にはおおむね完了する予定となっております。

マイナンバーカードの取得と初回登録の促進の取り組みについては、マイナンバーカード交付担当である税務窓口課と医療保険担当である保険健康課との連携を強化して、普及に向けて取り組みをいたします。具体的には、一つ目として健康保険証の更新時にチラシを同封して個人への取得勧奨をします。二つ目として、資格取得届等の書類提出に来訪された方に対してチラシを配付し取得勧奨をします。三つ目として、特定健診事業等の町主催のイベントにおいてチラシを配付して取得勧奨をいたします。

本年7月以降、開成町ではマイナンバーカード申請サポートサービス、休日開庁、「広報かいせい」の掲載など、マイナンバーカード取得の普及策に取り組んでまいりましたが、関係部・課で連携をし、さらに交付体制を強化するとともに、カード取得の普及に向けた取り組みを進めてまいります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

一定の答弁を承るしていただきまして、ありがとうございます。

最後の御答弁の中で、本年7月以降にカードの申請サポートサービス等々、普及策に取り組んでこられたということでございますけれども、もう少し、これを通じて具体的な成果というものがございましたらば、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、議員の御質問にお答えします。

7月から、マイナンバーカードの取得に対しまして普及策ということで取り組んできた内容でございます。具体的には、休日に開庁したりですとか申請のサポートをするというようなことを行ってまいりました。コンビニ交付が10月1日からはじまるということで、それにあわせての取り組みになります。具体的に広報で広報誌、広報に関しますと、「広報かいせい」では6月、8月、9月に「マイナンバーカードとは」、また、申請サポートを町でやるという内容について紹介をさせていただきました。

また、カードの交付申請サポートという内容でございますけれども、実際は、町が全てやるということではなく、基本は本人に申請していただくのが基本でございます。皆様の住民の方に届く通知カードについております申請書に記入をしていただいて、申し込みをしていただく。そのほかにも、パソコンですとかスマートフォン、こういったもので申し込むことができますが、なかなか写真を撮ったりすることが煩わしいとか手間であるとか、書き方が分からないということもございますので、そこで、町で、ウェブカメラというもののなのですけれども、そちらを購入してオンライン申請の手伝いを7月からはじめました。

7月からはじめたところで、実際、町のウェブカメラを使って申請のサポートをし

た人数、枚数でございますけれども、214枚でございます。こちらは、出張サービスということだけでなく、町の役場の窓口で受け付けをしたというものも含んでおります。そちらが一番多くて121人でございます。休日の開庁も月1回、行っておりました、そちらが42名。出張サービスということで、実際に自治会さんにも、今、こういったサービスをしていますという説明をさせていただいておりますが、そういったところでの出張をして申請をしたということが27件で、先日、かいせい文化祭でもブースを出して、そこでの申請をしたところで24人という内容でございます。そういったことで、件数で言うと214ということで、一定の支援ができていないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

詳細に取り組みの成果を御説明いただきまして、ありがとうございました。

自治会に出張されて、マイナンバーカードの申請のサポートサービスをされたというお話もありました。具体的に、どちらの自治会、もし差し支えなければですけども、具体的に、どちらの自治会に行かれて、されて、それで、たしか24件ぐらいでしたっけ、のときに、やってみて申請された方がどういった感想をされていたのか、差し支えない範囲で結構ですので、お示しをいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えいたします。

出張サポートということで、まずは、今、ハザードマップの説明会を各自治会を回って行っています。その時間を合わせていただいて、マイナンバーカードの申請サポート、こういう形でやりますということをお知らせして説明をさせていただいております。そういったところで御説明させていただいた後に、河原町の自治会さんで、それであれば自治会でも回覧、取りまとめをやってみましょうという協力のお話があったので、河原町の公会堂に出向きまして、そこで2日間、10月26、27日、2日間と、それから5人以上いるお宅には出張でお伺いするという事だったので、その方には御自宅にもお伺いをして、そのところで合わせて27人ということになってございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

ただいまの課長の答弁から、本当に、かなりきめ細やかに対応していただいて、職員さんは大変かと思っておりますけれども、ぜひ、こういった取り組み、自治会に出張する

という、この取り組みを引き続きあわせて継続をしていただきたいと思います。

そうは言っても、なかなか、では、普及率がどの程度に行ったかといえば、恐らく、まだ2割も行っていないのかなと推察するところがございますけれども。そういう意味で、先ほどの私が自治体ポイント制度を導入してはどうかという質問に対して、確かに急転直下なのですけれども、国がマイナポイントというものを急遽打ち出されまして、これにまずは対応することによって、というか、まずはマイナポイント事業を通じてマイナンバーカードの普及とかに対して最大限の効果を見出せるように取り組みを進めていくという御答弁を先ほどいただきました。

では、具体的に、最大限の効果を見出せるような取り組みというのは、具体的にどういったものを考えていらっしゃるのか、差し支えない範囲でお示しをいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

これから取り組んでいくという状況ですので、どういう事業の流れになるかということはまだ我々としては把握してございません。ただ、国の刺激策を通じてマイナンバーカードの普及が、ある程度急速な状況で進んでいくことにはなるのだろうと考えてございますので、その中で、我々としてどういうふうに物を考えていくかということは、これから整理いたしますけれども、姿勢として最大限効果を出せるような形で取り組みを進めていくということでございます。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

実は、私、今回、マイナポイントというものが、課長の答弁のように、このマイナポイントを通じて、かなり普及率が。今、まさに買い物のキャッシュレス決済というのが、本当、お店も増えてきていますし実際に利用者の方も非常に増えているなど、私、肌感覚として感じているところでございます。そういう意味で、マイナンバーカードを活用したポイント制度のイメージというものが示されていて、マイキーIDですね、マイキーID、余り聞きなれない言葉なのですが、マイキーIDを取得しないといけないのです。それをスマホであつたりパソコンで取得して、その上で電子マネーとかQRコード決済アプリの民間サービスを利用者が選んでマイキーIDと関連づける。一見、聞くと、何のことかなという感じだと思うのですけれども。

ということで、私も早速、今回質問するに当たってマイキーIDを、僕、もちろんカードはもう既につくってありますから、マイキーIDをスマホで早速、取得しようと思ってしたら、私のスマホがマイナンバーカード対応になっていないのです。まだ、そんなに古くないのですよ。3年ぐらい前に買ったスマホなのですけれども、対応していないのです。ですから、今回のポイント還元を利用するためには、マイキーID

を取得しなくてはいけないのです。これが結構、そういうスマホ対応していなかったりだとかという問題もあるし、手続も、これはなかなか高齢者の方は理解できないのではないかなど。

そういう意味で、私、ざっと調べたのですけれども、県内では平塚市さんが9月から窓口マイキーID設定の特設窓口、これを既に開設されています。川崎市さんも、今後、マイキーID設定のお手伝いをする窓口をつくる予定であるということでございます。そういう意味で、マイキーIDを取得しないことにはキャッシュレス決済でポイント還元が受けられないのです。ですから、これはPRも含めて窓口の設置の検討を私は考えるべきと、新庁舎の開設にあわせて、したらどうかということ御提案しますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

窓口の関係となりますので、私のほうでお答えをします。

マイナンバーカード交付の窓口を税務窓口課で行っておりますが、国からも、マイキーIDが必要であるというところから、なかなか、先ほどは分かりづらいとか高齢者の方というお話もございましたように、一連で手続を、交付をした後にマイキーIDの設定をしたらどうかということのお示しも国から来てございます。その支援というところは窓口で、今後必要となるようなものとなりますので、御自分で設定をしていただくような広報とあわせて、窓口での検討を進める形で、設置する形で考えたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

何となく対応してくれるのかなみたいな御答弁で。私としては、やはり平塚市さんのように、特設窓口みたいなものをつくることも必要ではないかなと思うのですけれども、その辺のことも含めての検討をしていただけるということで、そういう認識、今の御答弁、認識してよろしいですか。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

そうですね。今、一連で交付をした後に設定ということもございましたけれども、これまで、今、持っている方もそのようなところがございますので、まずは我々のほうで設定の方法という部分ですとか場所等も含めて、それは態勢もございますので、あわせて検討してまいります。基本的には支援が必要ではないかと考えておりますので、内部で調整、検討いたします。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

特設窓口をつくるかどうかは別として、マイキーIDの設定というのは非常に、私、やってみて難しいなと感じたのですよね。スマホではない方もいますよね。そうすると、当然、パソコンで手続しなくてはならない。ただ、そうするとリーダーが必要なのです。リーダーをお持ちではない方も、たくさんいらっしゃるわけです。ですから、窓口でパソコンを1台、マイキーID設定用のパソコンを用意していただいて、リーダーも用意しておいて、そのリーダーで窓口でやってもらうようなことも含めて、きちんと窓口対応というものを、まだ時間はありますから、来年の5月の開庁にあわせて、しっかりと窓口の態勢の整備をお願いしたいと思いますが、もう一度、しっかりと明確な御答弁をいただけたら助かります。お願いします。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

新庁舎、実際には令和2年度からということで、新庁舎での対応になると思います。その点から私から申しあげますと、今の新庁舎の1階の配置の中でマイナンバーカードの交付手続のコーナーは設ける予定になってございます。今、税務窓口課長が申しあげましたのは、そのコーナーに行けばマイナンバー関連のそういうサポートは受けられると、そういう態勢をつくっていきたいということになると思いますので、それについては、今、おっしゃったパソコンやカードリーダー、その辺は最大限配慮してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

庁舎ということですので、私から。

今、ちょうど正面入り口が見えるようになってまいりまして、正面入り口の左側、スペースがございます。ここは、例えば、今、考えていますのは、確定申告のときですとか、そういうときに特設のブースを設けて、そこを利用していこうと考えてございます。

議員御案内のように、いわゆる4月、4月は開庁していませんけれども、5月、開庁後に、また、そういうものがマスコミで取り上げられますと大変多くの方がいらっしゃるものが想定されます。そういったときには、ただいま申しあげたスペースを特設ブースとして使いまして、LAN等がつながっておりますのでパソコン等の利用は十分可能でございますので、そのときには臨機応変に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

大変具体的に、また前向きに御答弁いただきました。安心いたしました。マイキーIDを取得しないことには意味がありませんので、ぜひとも、その辺はよろしく願いしたいと思います。

さらに、前向きな答弁をいただいたので調子に乗って聞いてしまいますけれども、こういう言い方はあれなのですけれども、当然、PRというか、マイキーIDを取得しなくてはいけないのだよと。というか、取得さえすれば、まさにプレミアム分の25%分ですか、これを。いわゆるプレミアム商品券も確かに25%分ですけれども、あれなんかは所得制限がかかってしまったりしていて、なかなか今、利用がはかばかしくないみたいなことを風のうわさで聞いていますけれども、マイナンバーカードの還付、25%の還付、先ほども御答弁がありましたけれども、2万円を入金すれば5千円分のポイントが、それは所得にかかわらず還付されるわけです。ですから、これは、マイナンバーカード、では、つくろうかなというインセンティブに非常につながるのではないかなと私は個人的にすごく期待しているのです。

そういう意味で、やはり、これを町民に、よく事前に、キャンペーンと言ったら役場は商売ではないですからあれなのですけれども、そういったキャンペーン的なものも打っていかねばいけないのかなと思いますが、その辺のお考え、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

先ほど財務課長からも特設のブースをつくって臨機応変に対応すると、窓口の面です、というお話もさせていただきました。また、広報ですとかホームページを通じてキャンペーンということで、どこまで皆さんの目につくような形でできるかというところのお約束は、まだちょっと確定したものは申しあげられませんが、皆さんに、こういうポイントがつくような、マイナンバーカードを取得するとこういうインセンティブを受けられるというようなことを、きちんとお耳に届くような形で徹底した周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

大変答弁しづらいところを、精いっぱいのお答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

それで、まだ時間もたっぷりありますね。

そういった非常に前向きな御答弁をいただいた中で、また、こういう質問をするのも、ちょっと確認の意味なのですけれども、証明書のコンビニ交付の対象拡大の考えはという私の質疑に対して、よく分かりました。戸籍証明に関しては、イニシャルコ

ストとかランニングコストが高額だし、5年後をめどに、またシステムの改修が加わる可能性があるからということで、今回、見送ったということなのです。県内町村でも、戸籍証明に関しては、いずれの町村も導入していないということですから、これは導入しろということは私は言うつもりは毛頭ないのですけれども、確認なのですけれども、税証明についても、やはり戸籍証明と同じようにイニシャルコストとかランニングコストが高額だとか、それから県内町村でも導入していないという認識でよろしいのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えいたします。

現在、町村で、10月1日のスタートで七つの町がサービスを開始しております。今年度中には、もう一つスタートするということ聞いております。この七つのうち葉山町だけが住民票の写しと印鑑登録のほかに税証明も行っております。ほかのところは、住民票の写しと印鑑登録というところになってございます。

実際、一緒に入れたとき、イニシャルコストはさほどあれなのですが、両方、今、金額はちょっと持ち合わせていなくてあれなのですけれども、たしかイニシャル等、印鑑登録と住民票の写しというものの二つのものでやるものが一番、コストとして安かったというところがありました。そういったことも、二つにしたというところのものでございます。

済みません。以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

確認なのですけれども、では、税証明もイニシャルコスト、ランニングコスト、高い。葉山町さんだけが税証明をやっているというので、町のスタンスとして、今年、まだ10月にはじまったばかりですから、こういう言い方もあれなのですけれども、将来的に、まずは税証明のほうは、戸籍証明同様、税証明も当面はちょっと難しいかなということでよろしいのか。それとも、いや、税証明についても、もしニーズが、マイナンバーカードの取得率がどんどん増えてくれば、また変わってきますから、状況に合わせて税証明の交付ということも視野に入れているのかどうか、その辺を御答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

お答えいたします。

町長答弁にもありましたように、今のところ考えていないというところでございます。実際に追加ができないかというところ、そういうことではございませんので、整備費

等は、そのときに、また費用は負担がかかってしまうということではありますが、このあたりは、今後、また利用の状況なども見ながらというところは。全く入れないということではなく、そのあたりは状況を見ながら今後、考えていくところはあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

分かりました。ニーズに応じて当然やっていくということで、決して、今後、税証明、戸籍証明をやらないわけではないというところで今回はとどめさせていただいて、この質問についても終わらせていただきたいと思えます。

それと、子育てワンストップサービス、ぴったりサービスの対応状況はということで、御答弁で四つ、4手続、児童手当の現況届と保育認定の申請、それから保育施設の利用申込と保育施設の現況届、これについて今年の7月1日から電子申請ができるように体制を整備したということで、これは、私もかねがね一般質問で取り上げさせていただいた関係で、大変評価をしたいと思えます。

ただ、電子申請の実績が1件にとどまっているということでございまして。これはPRが足りないのではないかなと私は思うのですけれども、1件にとどまっている要因の分析を担当室長してどのように考えていらっしゃるのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

御質問にお答えしたいと思います。

実績1件ということで、広報で一度、周知はさせていただいたのですけれども、まだまだ町民の方がそれについて全員が知っているという状況ではないという周知不足も1点、一つ考えられるところとしては反省点もございましてけれども、子育てについては、やはりはじめての子育てだったり、あと児童手当等、本当に申請手続をすれば良いものと、あと保育等においては、自身の状況において、どういう対応をしなくてはいけないのかとか、相談も兼ねながらの窓口の申請が非常に多い状況でございまして。

窓口、普段の対応を見させていただいていると、申請をしながら、いろいろ子育てに関すること、関係するもの、あと手続。子育てが就園前だったり小学校だったりすると、また学校の手続をどうするのかとか、いろいろ関係するものについて一緒に確認したいとか、その辺の実際、コミュニケーションをとりながらの申請をしたいという部分もかなりあるのかなというところで担当課としては見ておるところでございましてけれども、周知、全体に7月にスタートしたというところにおいては、まだまだ、これから周知の余地もございまして、窓口の相談もあるというところで認識して

おります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

ただいま室長から御答弁いただきましたけれども、よく分かりました。7月1日からはじめたばかりですから、これからかなと思うのですけれども、ちょっと確認なのですけれども、びったりサービスですけれども、電子申請ができるように体制を整備したということなのですけれども、これはスマホで可能なのですか、それともパソコンで可能なのか。そうするとリーダーが必要になってくるのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのか。リーダーがないと、やはり買わなくてははいけませんから、そういう意味で、それもなかなか電子申請につながらない要因なのかななどと、私、推察しますけれども、その辺、スマホでも可能なのか、それともパソコンでも可能なのかという、その辺、ちょっと説明いただけますか。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

御質問にお答えします。

カードリーダーは必要になりますので、別に購入していただいて、読み取りをきちんとしていただく形になる状況を整えてからの申請というのが一つ。パソコンからと、あと一部、スマートフォンからもできる状況になってございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

パソコンはリーダーがやはり必要だということで、スマホでびっと、こういうふうには読み取り対応可能な場合と、そうではない場合があると思うのですけれども、その辺のことは問題ないのかどうか。細かい話なのですけれども、スマホでも私が先ほどマイキーIDが対応していないスマホだったりしているので、その辺のところを現状、どう把握されているのか、もう少し説明いただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

お答えいたします。

スマホの細かい対応について、室長として不明なところなので、確認して後でお伝えしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○ 9 番（石田史行）

では、後で、後ほどということ。スマホでも可能だということによろしいのかなと思いますけれども、分かりました、とにかくPR、PRが足りないということはお認めになっておられますので、その辺はしっかりと周知していただきたいなと思います。

欲を言えば、もし、スマホで読み取りができない場合に、では、パソコンでリーダーを買ってみたいな話になると、ちょっと、また電子申請のハードルが上がってしまうのですけれども、その辺のバーコードリーダーのことに、例えば、貸し出しなどを行っている自治体などもあるようなのですが、そういった対応を検討していただくことは難しいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

先ほど庁舎の関係の申請の関係の支援というところとあわせて、ICの読み取りリーダー等、必要になるということにおいて、庁舎全体と協議しながら進めたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○ 9 番（石田史行）

先ほどの確かにマイキーIDの話とも絡んでくるのですけれども、今度の子ども・子育てのほうの窓口においても、パソコンと、それから、貸し出しはできなくても、そこにバーコードリーダーというものを用意することが必要かなと思うのですけれども、それは当然、そのつもりであるという、そういう今の御答弁と私は認識したのですけれども、それでよろしいですかね。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

はい。リーダーは必ず必要になるということにおいて、そのような内容で了解いただいてよろしいです。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○ 9 番（石田史行）

大変細かい話をさせていただいて申しわけないと思いますけれども、電子申請というものを利用することによって、うちの町が目指す行政手続の電子化の推進の将来像というところでも触れられておりますけれども、共働きとか育児中の方々、平日に役場に出向くことが困難な方々がこれからもますます増えてくると思うのです。そういう意味で、ニーズが非常に、電子申請、今は1件だけだということですが、ニーズは確実に私はあると思っています。ですから、あとは周知と、それから利用しや

すい環境づくり、そういうものを役場が精いっぱいやってあげることが大切かなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

さらに、何かあれなのですけれども、この4手続に今はとどまっているわけございまして、例えば、児童手当の手続の中で住所変更等の届け出とかもございましてよ。そういったものも、さらに児童手当の現況届だけではなくて、そういった手続も電子申請することが、私、十分可能なのではないかなと思うのですが、これをさらに拡大していくという御予定はあるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

お答ひいたします。

現在、4手続のみということで、今後、少しずつ多くの方が必要とするものから優先的に、できるだけ体制を整えていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

簡潔な答ひ、ありがとうございました。ぜひ、そのような形で。何でもかんでも電子申請にしろと私は言わないのですけれども、困難な御家庭もありますから、やはり対面でということも。それもやりながら、電子申請で済むところはどんどん電子申請にしていって、役場の行政の効率化につなげていくことが大切であると私は考えますので、その辺は引き続きしっかりと取り組んでいただきたいなと思ひるところでございまして。

では、最後に、健康保険証の代用に関することにつきまして確認をさせていただきたいと思ひます。

国が令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として本格的に開始する予定ということで、それにあわせてさまざまな具体的な取り組みというものをされていくということでございましてすけれども、システムの改修も今年度中にはおおむね完了する予定であるということで、前向きに対応されていかれるのだろうなと思ひますけれども、私、ちょっと1点、気になるというか懸念しているのは、町の取り組みに対して、けちをつけるわけではないのですけれども、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになって、病院に行きました。病院に行ったけれども、病院側が「いや、マイナンバーカード、対応していません」と言われたら、結局、意味ないのです。

そういう意味で、病院側の態勢というものも、いわゆるマイナンバーカード対応のシステム改修というのが必要になってきますけれども、その辺のところの見通しといひますかね。それは、別に行政が病院側、一民間病院に指図はできないと思ひますのですけれども、その辺の課題というのか、何かありましたらお示しいただければと思ひま

す。

○議長（吉田敏郎）

保険健康課長。

○保険健康課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

確かに、議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードを持っていて、電子申請をして被保険者が使えるようになったとしても、病院側でカードリーダーの設置がなければ、それを保険証として使うことができません。今までどおり保険証を持って、医療機関を受診していただくようになります。

国の想定では、令和3年3月までに医療機関等の6割程度が導入する、最後に令和4年の3月に医療機関の9割程度が導入、4年度中にはほとんどの医療機関が導入を目指すということになっています。国から各関係団体には、医療機関への周知等が図れているところであります。その中で、今までのパソコンの設定を、そういったものを読み込むための設定の改修が必要になったり、カードリーダーの導入が必要になったりすることで経費がかかります。その経費に対して、導入コストが生じることとなるため、医療情報化支援基金を創設して医療機関における初期設定導入経費などを補助する方向となっております。これは、医療機関側が直接、基金へ申請するという予定となっております。

町から医療機関への周知ということではありますが、特に今のところは考えていませんが、被保険者と同じように、これからマイナンバーカードが保険証の代用となりますよというところの周知を兼ねて、させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

やはり、なかなかね。国が今回、マイナンバーカードの普及策として健康保険証というのを目玉として打ち出しているのですけれども、なかなか現実的にね。病院さんの例えば院長先生が「面倒くさいよ」と言われれば、そこまでの話で、強制はできないわけで、幾ら、システム改修費を国が補助するような話を今、課長に御答弁いただきましたけれども、なかなか難しいのかなという意味で、やはり、また話が戻ってしまうのですけれども、マイナポイントですね、マイナポイント。マイナポイントは、これが今後の普及策としては非常に目玉になってくるかなと、私、思いますので、この辺はしっかりと取り組んでいただきたいなと申しあげて、私の質問は。

ああ、何か、では、それについて御答弁いただければ。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩本浩二）

先ほどのマイナポータルのスマートフォンでの利用の関係ですけれども、スマート

フォンに関してはカードリーダーが要らずに、マイナンバーカードを取得してログイン登録をするような形でマイナポータルとそのまま接続ができるということでございます。ただ、パソコンからだとマイナンバーカードをカードリーダーで読み込む必要があるのですが、パソコンとスマートフォン、スマートフォンはアプリをダウンロードして、そこにログインをかけて閲覧等が可能になるということです。使い方が若干異なると。

それと、あと、アイフォンのOSが、基本的に今はアンドロイドのみで対応がされていないということです。一部、OSに対応されていないものについては、ログイン等の登録も含めて、できない状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

石田議員。

○9番（石田史行）

私も、分かったような、分からないような感じであれなのですけれども、その辺のことも含めて、なかなか。自分の自宅でやれるのが一番理想なのですけれども、そういった機種のことも含めてアドバイスというか、支援が絶対に必要になってくると思いますので、その辺はぜひ考えてやっていただきたいなと申しあげて私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで石田議員の一般質問を終了といたします。